

長崎労働基準監督署からのお知らせ



● 全国労働衛生週間に取り組む皆さまへ

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な労働衛生管理活動を促し、労働者の健康を確保することを目的に昭和25年の第1回実施以来、今年で第71回目を迎え、本年度は、『みなおして 職場の環境 からだの健康』をスローガンとして10月1日から7日までを本週間、9月1日から30日までを準備期間として展開されます。

昨年における長崎県内の労働者の健康をめぐる状況をみますと、定期健康診断の結果、何らかの所見を有する労働者の割合は、**62.6%**にのぼり、全国平均の56.6%を大きく上回る状況となっています。

(表1)

また、腰痛やじん肺、熱中症などの業務上疾病による被災者は96人となっています。(表2)

一方、全国における脳・心臓疾患、精神障害の昨年の労災認定件数は、脳・心臓疾患で216件、精神障害で509件となっており、また、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は、依然として半数を超えています(平成30年労働安全衛生調査)。(表3・4)

このような状況の中、過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策及びメンタルヘルス対策の推進が必要となっています。

さらに、健康寿命とともに職業生涯が延伸し、高年齢労働者が職場においてより大きな役割を担うようになり、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害予防的観点から、健康づくりを推進していくことが求められており、新たにエイジフレンドリーガイドラインを策定し、当該ガイドラインに基づく健康づくり等の取組を推進することが必要となっています。

これらの課題に対して、労働者自身や管理監督者、産業保健スタッフ等が一丸となって健康管理を推進し、労働者の健康が確保された職場の実現を目指すため、厚生労働省ホームページに掲載されております「令和2年度 全国労働衛生週間実施要綱」等を参考に、事業場における労働衛生意識の高揚を図り、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図っていただきますようお願いします。

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、いわゆる“三つの密”(①密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、②密集空間(多くの人が密集している)、③密接空間(お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる))を避けることを徹底しつつ、労使協力のもと全国労働衛生週間に取り組んでいただきますようお願いします。

令和2年度 全国労働衛生週間

検索

エイジフレンドリーガイドライン

検索

こころの耳

検索

新型コロナウイルス感染症 厚生労働省

検索

表1

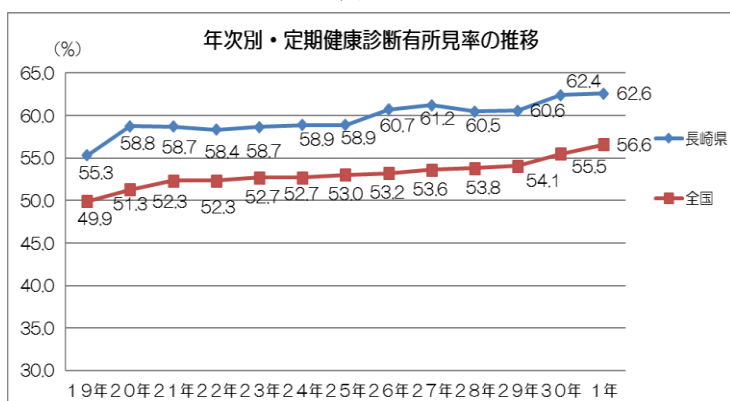
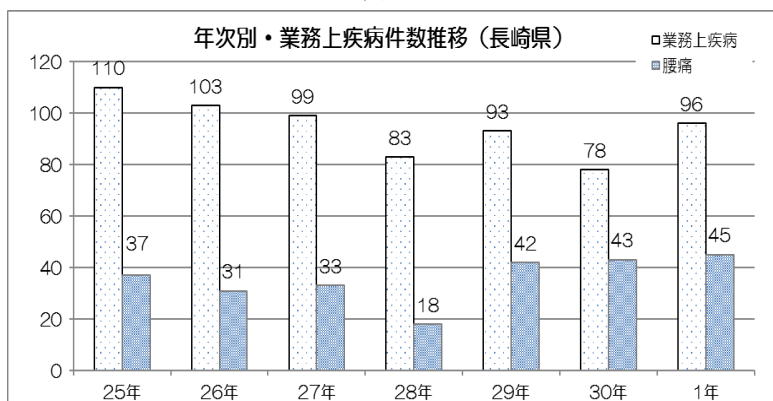
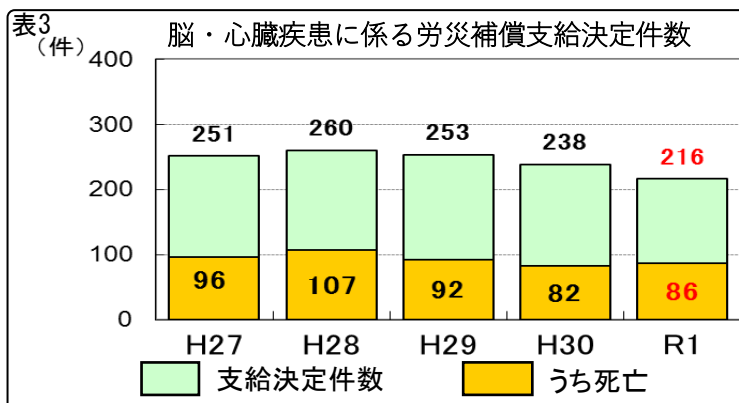
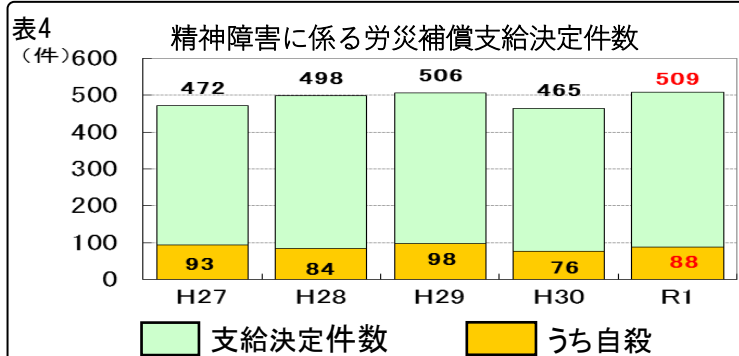
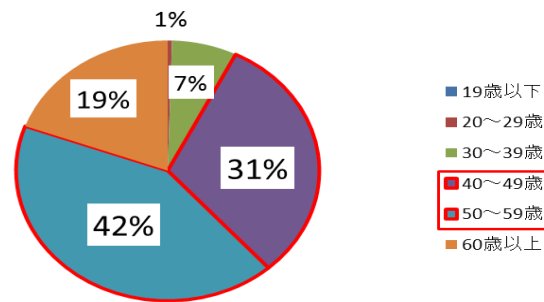


表2

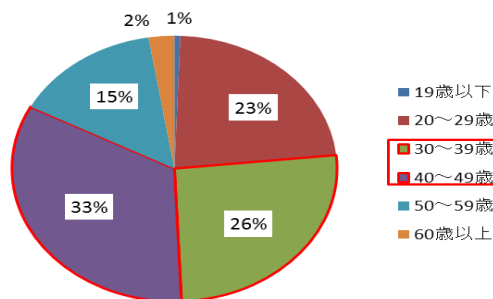




脳・心臓疾患の年齢別支給決定件数



精神障害の年齢別支給決定件数



●溶接ヒューム、塩基性酸化マンガンが特定化学物質として規制されます。
 (令和3年4月1日から施行・適用 ※一部経過措置があります。(令和4年4月1日施行))

金属アーク溶接等の作業を行う事業場の皆さまは注意が必要です！

アーク溶接等作業における必要な措置・これまで(改正前)と今後(改正後)

屋内作業	作業主任者	空気中の溶接ヒュームの濃度測定	呼吸用保護具	呼吸用保護具の装着等に関する主なもの	特殊健康診断(定期)
改正前	不要	不要	必要 (粉じん則)	・教育や保護具着用責任者による指導・保守管理 ・フィットチェッカー等による密着性の確認	じん肺健康診断
改正後	必要 特定化学物質 作業主任者	・作業環境測定は不要 ・個人サンプリング法による測定が必要/新規作業時、作業内容変更時など	必要 (粉じん則、特化則)	上記に加え ・呼吸用保護具の適正な装着確認。 装着確認は1年以内ごとに1回。記録は3年保管。 ・作業主任者による保護具使用状況の監視(特化則)	じん肺健康診断 及び 特化則健康診断/6 か月以内ごとに1回 (特化則)

屋外作業	作業主任者	空気中の溶接ヒュームの濃度測定	呼吸用保護具	呼吸用保護具の装着等に関する主なもの	特殊健康診断(定期)
改正前	不要	不要	必要 (粉じん則)	・教育や保護具着用責任者による指導・保守管理 ・フィットチェッカー等による密着性の確認	じん肺健康診断
改正後	必要 特定化学物質 作業主任者	同上	必要 (粉じん則、特化則)	上記に加え ・作業主任者による保護具使用状況の監視(特化則)	じん肺健康診断 及び 特化則健康診断/6 か月以内ごとに1回 (特化則)

○改正内容に関する通達・資料は、下記の厚生労働省ホームページ等をご参照下さい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12725.html

溶接ヒューム リーフレット

検索